

平成29年度第1回鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会会議録

第1 開催日時 平成29年7月31日（月）午後6時～午後7時50分

第2 開催場所 鎌ヶ谷市役所6階 第4委員会室

第3 出席者

1 委員

仁平勝之会長、宿谷光雄副会長、青山健彦委員、飯嶋孝明委員、（欠席委員：清野幾久子委員、松崎泰子委員、内田徳子委員）

2 担当課

安全対策課：小松崎課長、小池係長、熱海主事、三木主事

学校教育課：市村学務保健室長

保険年金課：井上課長、大橋係長

3 事務局

矢島行政室長、高橋室長補佐、染谷主事

4 傍聴人：なし

第4 議題

1 議題ごとの会議の公開・非公開について

2 会議録署名人の選出について

3 防犯カメラ及びドライブレコーダーの設置及び運用について（資料1及び資料2）

国民健康保険事務における消防本部からの救急活動記録の収集について（資料3）

4 その他

第5 審議内容

1 議題ごとの会議の公開・非公開について

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定に該当する、

審査請求に関する審議は行わないため、公開することを決定した。

2 会議録署名人の選出について

会議録署名人は、議長を除き、50音順に2人選出するものとし、今回の会議録署名人は、飯嶋委員及び青山委員に決定した。

3 議題

(1) 防犯カメラ及びドライブレコーダーの設置及び運用について

資料1及び資料2に基づき、担当課（安全対策課及び学校教育課）が諮問の経緯について説明した。説明の要旨は、次のとおりである。

【安全対策課説明】

- ・鎌ヶ谷市で管理及び運用をしている17台の防犯カメラについては、平成23年12月に行われた鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会で、個人情報の保護に配慮した運用基準及び運用の考え方は妥当であるとの意見書を得た。その意見書を踏まえて基準等を定め、運用している。
- ・ドライブレコーダーの設置に関して、本市が所有する青色回転灯付き防犯パトロール車（以下「青パト車」という。）の管理運用基準を資料1-2のとおり定めた。管理責任者等に該当する者は同資料中第4条に記載してあるとおりである。
- ・実際のドライブレコーダーの運用については、パトロールに出動する際には、安全対策課で保管しているSDカードを受け取り、パトロール終了後にパトロール記録と併せてSDカードを返却する。記録した画像データの保存期間は、原則として、撮影した日の翌日から起算して7日以内とし、その後、データ取扱者が画像データを削除する。SDカードは、各車1枚ずつ用意し、併用はしない。捜査機関からのデータ提供の依頼は、緊急時を除き、文書により受け付けるものとし、提供するデータの範囲は、日時、用途などを把握し、必要最小限の範囲とする。使用するSDカード・パソコン等はこの用途以外に使用しないものを配備し、鍵のかかる保管庫に収納する。
- ・自主防犯団体が設置する防犯カメラの補助事業については、鎌ヶ谷市防犯カメラ設置費補助金交付要綱を定め（資料1-4）、本市の基準

と同様の機能を有する機器とするよう自主防犯団体に指導し、画像データの取り出し、管理及び捜査機関等への情報提供は本市が行い、機器については、画像データをパスワードで保護できる無線LAN等のものを指定し、万が一、盗難等に遭った場合でも情報の漏えいが防止できる機器を補助金の対象とする。

○質疑応答

(委員) ドライブレコーダーのSDカードはどのように取り扱うのか。

(担当課) 基本的には、青パト車を使用する際に運転者が安全対策課にSDカードを取りに来てもらうことで考えている。

(委員) 鎌ヶ谷市青色回転灯付防犯パトロール車ドライブレコーダー管理運用基準（以下「ドライブレコーダー管理運用基準」という。）第8条第1項第2号は、どのような趣旨で加えたのか。

(担当課) 安全なまちづくりという面に加え、ドライブレコーダーは車に設置するものであり、交通事故等の場合の状況及び原因を明らかにするための利用が想定されるため加えた。

(委員) ドライブレコーダー自体は元々交通事故等を想定した機器であるが、今回は防犯を目的としており、少し趣旨が異なるのかと思う。

(担当課) 確かにドライブレコーダー自体が持つ本来の目的とは異なるが、今回はパトロールを行う青パト車9台に設置し、防犯を目的とした使用を考えている。また、今後、ほかの公用車等への設置も検討していく。

(委員) SDカードは基本的に取りに来てもらうとのことであるが、例外はあるのか。

(担当課) 例えば、本来のパトロールでなく事務連絡で青パト車を使用する場合などもあるのではないかと考えている。

(委員) ドライブレコーダーを設置することとなったきっかけは何か。

(担当課) 平成29年3月に隣接の松戸市で小学生が誘拐された事件があり、見守りの強化など安全対策を講じるために、ハード面の強化策の1つの手段として、実施しようとするものである。

(委員) ドライブレコーダー管理運用基準第2条第1号で青パト車を
使用する者は職員、教職員、防犯協会会員等となっているが、
「等」はだれか。

(担当課) パトロール実施者証を持つ者が同乗すれば青パト車を運転す
ることができるため、PTA役員などが想定される。

(委員) ドライブレコーダー管理運用基準第8条第1項第1号で捜査
機関から法令に基づく提供とあるが、裁判所からの令状による
場合を指しているのか。

(担当課) そうである。また、刑事訴訟法第197条第2項に基づき、
警察から捜査事項照会があった場合でも対応可能であると考えて
いる。

(会長) 防犯カメラに関しての質疑はいかがか。

(委員) 設置については自主防犯団が行い、市がデータを管理する
ということであるが、どのように管理を行うのか。

(担当課) 例えば、捜査事項照会等があれば、記録されたデータを本市
が取り出し、提供することになり、記録されたデータを自主防
犯団が使用することはない。

(委員) 鎌ヶ谷市防犯カメラ設置費補助金交付要綱(資料1-4)は
案ということであるが、補助金の交付はいつからを予定して
いるのか。

(担当課) 平成30年度からの交付を予定している。

(委員) 鎌ヶ谷市防犯カメラ設置費補助金交付に関する設置及び運用
基準(資料1-5)で設置団体の定義は行っていないのか。

(担当課) 幅広く利用していただくために、定義は行っていない。

(委員) 設置場所も大事だと思うが、設置場所の協議は自主防犯団体
と警察で行い、市は関係しないのか。

(担当課) 基本的には自主防犯団体と警察で協議することを想定して
いる。

(委員) 景観上問題が無いかなど、市で他課と調整することはないの
か。また、看板等で防犯カメラがあることを明示するのか。

(担当課) 他課との調整が必要な場合もあると思われる。

また、設置する場合には、その場所で撮影していることを表示する。景観上の問題については、現在の防犯カメラは、過去のものに比べて小型化されているため、景観を乱すことはないと思われる。

(委員) 壊れた場合の修繕及び保守はどうするのか。

(担当課) 修繕に関しては、本市が行う。防犯カメラの耐用年数が5年であるため、5年を経過した後は、自主防犯団体に新たな防犯カメラを更新していただくことを考えている。保守点検については、本市が行っていく予定である。

(委員) 補助金の仕組みはどうなっているのか。

(担当課) 基準に記載した仕様を満たす防犯カメラの購入・設置に要する費用は1台あたり40万円程度と見込んでおり、この場合は、30万円の補助金を交付し、残りの10万円を自主防災団体が負担することで考えている。

(委員) 市が設置するのではなく、補助とした経緯は何か。

(担当課) 前回は、本市が主体となり、ひたたくり重点地区等に設置した。しかしながら、本市で設置する場合は優先順位、地元同意などが必要になるため、今回はあくまで地元の要望に本市が応じていく方式とした。

(委員) 鎌ヶ谷市防犯カメラ設置費補助金交付に関する設置及び運用基準第4条第1項第1号から第8号までは市でどのように確認するのか。

(担当課) 事前協議を行うにあたり、資料を添付してもらうことにより確認を行う。

【学校教育課説明】

・平成29年3月に、本市に隣接する松戸市で登校中の児童が被害者となる事件が発生した。また、本市においても同年6月下旬から7月上旬にかけて中学校の生徒が立て続けに同じ通学路上で、登下校中に被害に遭うという事件が発生したことを受け、防犯上の対策として子どもの見守りを目的とした防犯カメラの設置を行うものである。

- ・子どもの見守りを目的として本市が設置する防犯カメラの管理及び運用については、前回の審査会の意見を受け、鎌ケ谷市で作成した鎌ケ谷市防犯カメラ管理運用基準に沿った基準等を作成し、管理及び運用をしたい。鎌ケ谷市子ども見守りカメラ管理運用基準案については、資料2-1のとおりである。
- ・子ども見守りカメラの管理責任者は、通学路安全対策担当課長をもって充てる。また、取扱者については、通学路安全対策担当課職員をもって充てる。
- ・設置場所は、児童及び生徒の見守りを目的としているため、防犯上の対策が必要と判断した通学路（資料2-2、鎌ケ谷市子ども見守りカメラ管理運用内規（案）第2条参照）に設置する。
- ・中学校の生徒が被害に遭った場所の写真は資料2-3にあるとおりである。この通学路に早急に子ども見守りカメラを設置したい。設置場所については、児童及び生徒が事件、事故等に遭遇した際に、周辺に容易に助けを求めることができるような民家、店舗等がない通学路を想定している。
- ・設置は、鎌ケ谷市教育委員会が主体となって行う。基準については、鎌ケ谷市防犯カメラ管理運用基準に沿って運用を行う。

○質疑応答

（委員）カメラの設置は大事であると思料するが、例えば樹木を伐採するなど、隠れる場所が無いようにすれば、カメラの撮影範囲も広がるのではないか。

（担当課）地権者等と調整し、できる限り樹木の伐採等を進めていく。

（委員）原則として24時間撮影としているが、例外があるのか。

（担当課）市としては、カメラを回し続けることを想定しているが、例えば地区によっては住民との調整の中で時間を限定する可能性がある。

（委員）資料の写真の場所は暗いように感じられるが、照明は付けているのか。明るさの担保も必要であると思う。

（担当課）防犯灯は設置している。現在設置しているものは、暗くなる

とセンサーが感知して自動で点灯するものである。センサーが正常に感知できるよう、周辺環境を整えていくことで考えている。

(2) 国民健康保険事務における消防本部からの救急活動記録の収集について

資料3に基づき、担当課（保険年金課）が諮問の経緯について説明した。説明の要旨は、次のとおりである。

【保険年金課説明】

- ・国民健康保険は、市民の3割弱が加入する医療保険となっており、職場の健康保険や後期高齢者医療制度、生活保護を受けている方を除き、全ての市民が加入している。主に、農業や自営業、職場を退職した方が多く加入している。このため、年齢構成が必然的に高くなり、それに合わせて医療水準が高い状況となっている。また、所得水準が低い傾向にあり、保険料の負担が重くなるため、保険料での運用が困難な状況である。よって、平成29年度は一般会計から約6億7千万円の赤字繰入を行い、運用している。この特徴は全国的なものとなっており、さらに、町や村などの小規模保険者の存在や市町村格差の問題もあるため、平成30年度から都道府県が共同保険者として財政運営に参画する国保制度改革が予定されている。厚生労働省においても、約3千4百億円の財政支援を拡充することとなっているが、保険者である市町村へはさらに医療費適正化を強化するよう求めている。その一つとして、保険者努力支援制度を創設し、各指標を点数化し、点数に基づき効果額を決定する制度が前倒しで導入されている。今回の諮問は、評価指標の一つである第三者求償の取組みに基づくものとなっている。
- ・個人情報取得にあたり、本人収集が不能な理由としては、交通事故が発生し、第三者の不法行為によって怪我をした場合、一般的には、加害者の損害保険を使用し、治療費を支払うこととなる。その中で、一割の方がなぜ医療保険を使うのかといえば、損害保険を使用した場

合には自由診療となるため、医療機関は保険点数の1.5倍から2倍までの金額を請求することもできる。そのため、損害保険会社が金額を抑えるために医療保険使用を促すこともある。また、治療を受けた方が、よく仕組みを理解できず、保険証を提示してしまい、医療保険を使用して自己負担額のみ第三者に負担してもらい、それをもって賠償が済んだと勘違いする場合もある。しかし、医療保険である国民健康保険は疾病及び負傷の保険事故であれば、理由を問わず保険給付の対象となる。そのため、第三者の不法行為により負傷した被保険者は、その医療費の請求先について損害保険を使用するか、または、医療保険を使用するか、選択することができ、被保険者が判断することとなる。仮に、被保険者が医療保険を選択した場合には、世帯主が第三者の不法行為による被害の届け出（以下「届け出」という。）をしなければならないとされているが、これを知らない方がいる等の理由により、未届けとなることがある。そのため、届け出が漏れている場合には、誰が対象か特定できないため、本人からの収集ができないこととなる。

- 求償権の取得を知るもう一つの方法として実施しているのは、医療機関からの請求書である診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）で把握する方法である。本来であれば、医療機関が特記事項に第三者と記入することとなっているが、その記入が漏れている場合があるため、傷病名から推察し、疑わしいものについては、届け出の勧奨を実施している。
- 届け出がない場合の損失は、第三者の不法行為により損害を受けた被保険者は、加害者から損害賠償を受け、さらに同一の事由により保険給付を受ける可能性がある。また、加害者の不法行為がなければ、本来負担する必要がない保険給付費を支払うこととなり、被害者同様に被保険者も損害を被ることとなり、加入者が負担することとなる。
- 現在、厚生労働省から示されている発見手段の一つとして、例示されたものに福岡県飯塚市の取組みがある。今回の諮問内容と同様に、救急活動記録とレセプトを突合したところ、全体の20パーセントが救急活動記録から被保険者へ届け出勧奨したものとなった。過去3年間

において鎌ヶ谷市が第三者求償した件数は、資料3の表のとおりであり、求償額が約500万円増加する可能性がある。

- ・ 鎌ヶ谷市消防本部への照会事項としては、氏名、生年月日、搬送日及び搬送先の病院である。なお、照会内容については、レセプトが鎌ヶ谷市に届く3ヶ月後に該当者が国民健康保険加入者であること、届け出がされていないこと、及び該当レセプトがあることを確認した後、シュレッダーなどで粉砕処理し、廃棄する。
- ・ 本来、救急活動記録は、救急活動概要を記録する目的で作成するものだが、第三者求償を実施するための公務遂行に関する情報として公益上必要と認められるか否か、審議をお願いしたい。

○質疑応答

(委員) 実施を検討するに至ったきっかけは何か。

(担当課) 厚生労働省から福岡県飯塚市の事例の情報提供があり、本市でも検討することとした。また、保険事業運営に努力している市町村に対しては、取組みが点数化され、国からの補助が増額する場合がある。

(委員) 国民健康保険法施行規則では、保険者へ届け出をすることが義務付けられていると考えてよいのか。

(担当課) そうである。

(委員) 救急活動記録の利用を行う場合、市民への告知はするのか。

(担当課) 考えていない。

(委員) 制度の告知をすることを目的として、届け出をしなければならぬ旨を広報等に記載し、合わせて個人情報を取得する可能性について記載した方が良いのではないのか。

(委員) 活動記録から利用する情報は、交通事故のみであり、限定的であると理解してよいのか。

(担当課) そのとおりである。

(委員長) 質問が出尽くしたようなので、諮問書に対する答申案は事務局でまとめてもらうこととしたい。

4 その他

(事務局) 議題 1 で審議していただいた、防犯カメラ及びドライブレコーダーは、今後、他の部署においても設置を検討することが想定される。平成 23 年にいただいた意見書及び本日の審査会でいただいたご意見の範囲内の運用の場合は、本審査会への諮問を不要とする旨を付帯意見として答申に記載することとしてよいかを伺いたい。

(委員一同) よい。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成29年12月27日

署名人 青山 健彦 _____

署名人 飯嶋 孝明 _____